

判決年月日	平成 2 3 年 1 月 2 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 2 年（行ケ）第 1 0 1 3 1 号		
○ 発明の名称を「クランプ装置」とする特許権に対する無効審判請求において，特許発明の進歩性を認めて請求不成立とした審決が取り消された事例			

（関連条文） 特許法 2 9 条 2 項

1 本件は，発明の名称を「クランプ装置」とする特許権（特許第 4 2 1 7 5 3 9 号，請求項 1 ～ 5 ）につき無効審判請求をした原告が，請求不成立の審決を受けたことから，その取消しを求めた事案である。

2 審決は，甲 3 4（特開 2 0 0 1 - 1 0 7 9 1 4 号公報）に記載された発明（甲 3 4 発明）のクランプシリンダに，流量調整弁を内蔵するという動機付けがあっても，同発明にクランプシリンダに周知に用いられている流量制御弁とは機能の異なる甲 3 2（米国特許 3 3 0 3 7 4 6 号明細書）に記載された発明（甲 3 2 発明）の逆止弁と絞り弁のユニット 6（流量調整弁）を適用することは，当業者が容易に想到し得たとは認められないとして，請求項 1 の発明（本件発明 1）の進歩性を肯定し，同発明を引用するその余の請求項の発明の進歩性も肯定した。

3 本件判決は，以下のとおり述べて，原告の請求を認容し，審決を取り消した。

「甲 3 2 発明に接した当業者は，ユニット 6 が，ピストンロッド 8 の作動の全領域に亘って作動するものでないとしても，一方向においては逆止弁が閉じた状態で絞り弁にて流量を調整する一方，他方向においては逆止弁が開いて自由流れを許容するという，周知の流量調整弁の一形態である絞り弁として技術的に把握できるものといわなければならない。そして，甲 3 4 発明のクランプシリンダにおいて，ピストンロッドの作動速度を調整する観点から，流量調整弁を内蔵するという動機付けが存することは，審決も認めるところであり，これは甲 1 及び 2 の記載事項から見ても正当と認められるから，当業者が，甲 3 4 発明のクランプシリンダにおいて，甲 3 2 発明に開示された流量調整弁であるユニット 6 の構成を採用することは，容易に想到できるものといえる。」

「本件発明 1 の流量調整弁は，油圧ポートと油圧シリンダの油室の途中に設けられ，クランプ本体に固定された弁ケースに弁部材が出力ロッドの長手方向と交差する方向に螺着されることが規定されるだけであり，前記相違点 1 の検討において，甲 3 4 発明のクランプシリンダに，甲 3 2 発明に開示された流量調整弁（ユニット 6）を適用しようとする場合も，その位置が側面配管ポート 1 5 a，1 5 b に限定されるものではなく，例えば，弁部材が出力ロッドの長手方向と交差する方向に螺着できるのであれば，油圧シリンダの油室から両配管ポートの分岐箇所までの適宜の位置に流量制御弁を設けることも検討可能であるから，甲 3 4 発明が配管接続の自由度を増大させていることは，当業者による前記適用を阻害する理由となるも

のではない。」

「審決が本件発明１と甲３４発明との間の相違点１についてした容易推考性判断には，原告が主張する誤りがあり，甲３２発明の構成を適用して甲３４発明から相違点１の構成に至ることは，当業者にとって容易に推考可能であるものといわなければならない。そして，本件発明１と甲３４発明との間の相違点２を容易想到とした審決の判断については，当事者双方から特段の主張立証はないので，本件発明１は，甲３４発明に甲３２発明の構成を適用することによって，容易に推考し得たものというべきである。」